

笑顔でごはんフードパントリー事業 実施要領

- 1 目 的 この事業は、地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対して、食を入口とした繋がりを絶やさないうための事業であり、ボランティア団体等を通じて食料品等を届け、地域とのつながりづくりを目的としています。
- 2 実 施 期 間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 対 象 者 ひとり親家庭や生活困窮にあるこどものいる者（世帯）のうち、以下のとおりとする。
 - (1) フードパントリーを実施するボランティア団体等が把握する支援を必要とする者
 - (2) コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）、民生委員・児童委員、関係機関等が把握する支援を必要とする者
 - (3) その他、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が必要と認める者
- 4 実 施 内 容 フードパントリーを実施するボランティア団体等を通じて、対象世帯へ食料品等を配布する。なお、実施にあたっては世帯が孤立しないよう、必要に応じて本会のCSWが各関係機関と連携するものとする。
- 5 実 施 方 法
 - (1) 本会に食料品等の提供を希望するフードパントリーを実施するボランティア団体等は、本会へ「笑顔でごはんフードパントリー実施計画書」（様式第1号）を提出し、実施後は「笑顔でごはんフードパントリー受付名簿」（様式第2号）を提出するものとする。なお、フードパントリーの運営にあたっては、CSWが必要に応じて支援を行う。
 - (2) 「笑顔でごはんフードパントリー事業」を利用する対象者（世帯）は、「笑顔でごはんフードパントリー利用申請書」（様式第3号）をフードパントリーを実施するボランティア団体等を通じて本会へ提出する。
- 6 財 源 財源は次のとおりとし、本年度予算の範囲内とする。
所沢市子ども未来基金
赤い羽根共同募金配分金
社協会費
- 7 個人情報の取り扱い 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理するものとする。
- 8 そ の 他 その他の実施事項は別に定める運用細則によるものとする。
- 9 問 合 せ 先 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒359-1112 所沢市泉町1861-1
所沢市子どもと福祉の未来館3階
電話：04-2925-0041 FAX：04-2925-3419